

広島県告示第七百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和七年九月十一日までの間、縦覧に供する。

令和七年八月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三二号

三 道路の区域

区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）	備考
竹原市竹原町字下新開三五〇九番四地先から 竹原市下野町字秋井三二〇六番三地先まで	旧	一八・〇〇 三四・四〇	九七〇・〇〇		
	新	二九・九〇 五一・六〇	九七〇・〇〇	拡幅	